

第1881号
令和8年3月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局

(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例----- 1

(民事)

- 抗告許可の申立てをする者が、抗告許可申立書を提出すべき裁判所が原裁判所であることを認識しながら不当な目的をもってあえて最高裁判所に抗告許可申立書を提出した場合には、最高裁判所は、抗告許可の申立てを原裁判所に移送することなく不適法として却下することができる

(令和7年(許)第18号・令和8年1月28日 第一小法廷決定 却下)

- 訴状が最高裁判所に提出された場合に、当該訴えが訴訟上の信義則に反するとして却下された事例

(令和7年(マ)第244号・令和8年1月28日 第一小法廷決定 却下)

- 労働者が使用者に対し一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないとされた事例

(令和6年(受)第2399号・令和8年2月13日 第二小法廷判決 一部破棄自判、一部却下、一部棄却)

◎記事----- 4

- 阿多博文氏最高裁判所判事に就任
- 広報テーマ(4月分)
- 叙位・叙勲(12月分、死亡者のみ)
- 人事異動(2月2日～2月14日)

◎最高裁判所規程----- 6

- 裁判所会計事務規程の一部を改正する規程について

裁判例

民事

- ◎ 抗告許可の申立てをする者が、抗告許可申立書を提出すべき裁判所が原裁判所であることを認識しながら不当な目的をもってあえて最高裁判所に抗告許可申立書を提出した場合には、最高裁判所は、抗告許可の申立てを原裁判所に移送することなく不適法として却下することができる

件名 再審却下決定に対する抗告許可申立事件

最高裁判所令和7年（許）第18号
令和8年1月28日 第一小法廷決定 却下

申立人 X
原審 なし
主文

本件申立てを却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

理由

1 本件は、申立人が、再審却下決定に対する抗告許可の申立てをする旨の書面(以下「本件申立書」という。)を当裁判所に提出することにより、抗告許可の申立てをした事案である。

2 民訴法337条に規定する許可抗告制度は、最高裁判所に対する負担が過重にならないようにしながら、法令解釈の統一を図ることを目的として、高等裁判所の決定及び命令のうち一定のものに対し、当該裁判に最高裁判所の判例と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合に当たるとして、高等裁判所が決定により抗告を許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができることとしたものである。そして、民訴法は、抗告許可の申立ては抗告許可申立書を原裁判所に提出してしなければならない旨を規定しており(337条6項、313条、286条1項)、上記の場合に当たるか否かは原裁判所が上記許可の決定において判断すべき事項である。そうすると、抗告許可申立書を最高裁判所に提出することは、許可抗告制度の予定しないものというべきである。

そうであるにもかかわらず、抗告許可の申立てをする者(以下、単に「申立てをする者」という。)が、単に最高裁判所に抗告許可申立書を提出したというにとどまらず、抗告許可申立書を提出すべき裁判所が原裁判所であることを認識しながら不当な目的をもってあえて最高裁判所に抗告許可申立書を提出した場合には、申立

てをする者は、殊更に許可抗告制度を逸脱する意図をもって抗告許可の申立てをすることを選択したものというほかない。このような不当な目的をもってされた抗告許可の申立てを原裁判所に移送することによって当該申立てをする者を法的に保護すべき理由はないというべきである。そして、以上の検討を踏まえると、上記の場合には、当該抗告許可の申立てが不適法であることは明らかであるから、これを原裁判所による上記許可に係る決定を経るために原裁判所に移送することは要しないというべきであり、このように解したとしても許可抗告制度に抵触するものではない。

したがって、上記の場合には、最高裁判所は、抗告許可の申立てについて、抗告許可申立書が最高裁判所に提出されたことを理由として、原裁判所に移送することなく不適法として却下することができるというべきである。

3 本件申立書及びその付属書類によれば、本件申立ては、申立人がA弁護士(以下「本件弁護士」という。)を代理人として選任し、本件弁護士が作成した本件申立書を当裁判所に提出することによりされたものであり、本件申立書には、本件申立ての以前に本件弁護士が最高裁判所に抗告許可申立書を提出した抗告許可の申立てについて移送された事案が複数ある旨の記載がされている。その上、本件申立書には、仙台地方裁判所又は広島地方裁判所への移送を希望し、福岡高等裁判所管内の裁判所への移送を拒絶するとまで記載されているのであるから、本件申立てが民訴法の上記規定に反することを十分認識しながら、自らの希望する裁判所に移送されることを求めるという不当な目的をもってあえて最高裁判所にされたものであることは明らかというべきである。

以上によれば、本件申立ては、許可抗告制度を逸脱する意図をもってあえて不適法な抗告許可の申立てをすることを選択してされたものというほかないから、原裁判所に移送することなく不適法として却下すべきものである。

4 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堺 徹 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

◎ 訴状が最高裁判所に提出された場合に、当該訴えが訴訟上の信義則に反するとして却下された事例

件名 離婚等請求事件

最高裁判所令和7年(マ)第244号

令和8年1月28日 第一小法廷決定 却下

原告 X

被告 Y

原審 なし

主 文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

1 記録及び当裁判所に顕著な事実によれば、本件の経緯等は、次のとおりである。

(1) 原告は、令和7年5月、A弁護士(以下「本件弁護士」という。)を訴訟代理人として、本件弁護士が作成した「遍く女性が光り輝く令和光の離婚等請求事件訴状(19:47)(令和管轄:仙台家庭裁判所)」と題し、その提出先を「遍く女性が光り輝く令和光の最高裁判所」とする書面(以下「本件訴状」という。)を当裁判所に提出した。

(2) 本件訴状には、原告について、「光り輝く令和原告」の肩書が付され、その住所として北九州市内にある本件弁護士の法律事務所の所在地が記載されており、被告について、福島県いわき市内に住所を有する旨の記載がある。また、本件訴状には、請求の趣旨として、原告と被告の離婚を請求する旨などと記載されており、「令和管轄の利益」と題する項目において、「令和管轄の利益を享受致したい次第である」、「仙台家裁での本件完遂が可能である。」との記載がある。なお、本件訴状には印紙が貼付されておらず、貼用印紙額の欄には「訴訟救助申立中」と記載されているが、実際には、訴訟救助の申立てはされていないし、郵券も予納されていない。

2 本件訴状の記載によれば、本件訴状は、北九州市内に住所を有する原告が、福島県いわき市内に住所を有する被告に対し、離婚等を求める訴えを提起する趣旨で当裁判所に提出されたものであると解される。

3(1) しかしながら、離婚等を求めて提起された訴えが最高裁判所の管轄に属する旨の法令上の定めはないから、本件訴えが当裁判所の管轄に属しないことは明らかである。

(2) そして、本件訴状には本件訴えに係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)を仙台家庭裁判所に移送することを求める旨の記載があるが、本件訴訟が仙台家庭裁判所の管轄に属することをうかがわせる事情はないから、仮に本件訴えが同裁判所に提起されたとするならば、本

件訴訟は同裁判所から管轄裁判所に移送されることが見込まれるものである。そうであるにもかかわらず、本件訴状は、前記1のとおり、原告の訴訟代理人である本件弁護士によって作成され当裁判所に提出されたものであるから、本件訴えは、最高裁判所の管轄に属しないことを十分認識しながら、あえて最高裁判所を経由し、本来、管轄のない裁判所への訴訟係属を求めて当裁判所に提起されたものというべきである。こうした訴えを最高裁判所に提起することは、人事訴訟法及び民訴法の予定する正当な権利の行使とはいいい難く、是認し得るものではない。そうすると、本件訴えは、現行法規に則って訴えを提起し訴訟手続を進行するという意思を欠いた不当な目的によるものというべきであり、本件訴訟を移送することによって原告の救済を図る必要があるということとはできない。

また、当裁判所が本件訴訟を管轄裁判所に移送しなければならないと解すると、当裁判所は、本件訴訟の管轄裁判所を調査することを余儀なくされ、その調査について負担を負うこととなる。この負担は、上記の不当な目的に基づくものであり、原告が当裁判所にこれを課すことに法的正当性を見いだすことはできない。その上、本件訴えの審理が開始されるためには本件訴訟が当裁判所から管轄裁判所に移送されなければならない、その経緯が迂遠であることは明らかである。このような訴訟についてまで当裁判所が管轄裁判所に移送しなければならないと解することは、最高裁判所を最終審裁判所とする訴訟制度の運営を維持する観点から許容し難い。

以上に加えて、本件弁護士が本件訴えの提起以前にも殊更にこれと同様の行為を繰り返してきたことは当裁判所に顕著であることを併せ考えると、本件訴えの提起は、訴訟制度の趣旨、目的に照らして著しく相当性を欠き、訴訟上の権利の行使として到底是認することができないというべきである。

(3) 上記の事情を総合すれば、本件訴えは、訴訟上の信義則に反するとして却下すべきものである。このように解したとしても、原告が本件訴えにおいて主張する実体的権利の有無について、法の予定する訴訟手続に則って裁判を受ける機会が失われるものではないから、原告の権利を過度に制約するものではない。

4 したがって、本件訴えは不適法なものとして却下を免れない。そして、以上に説示したところによれば、当裁判所が本件訴えを却下するに当たっては民訴法317条1項の趣旨が妥当するから、本件訴えについては、同項を類推適用して、決定で、これを却下することができるのが相当である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 堺 徹 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 宮川美津子 裁判官 中村 慎)

◎ 労働者が使用者に対し一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないとされた事例

件名 労働契約法20条違反による損害賠償請求事件

最高裁判所令和6年(受)第2399号

令和8年2月13日 第二小法廷判決

一部破棄自判、一部却下、一部棄却

上告人 日東電工株式会社

被上告人 X₁ ほか59名

原 審 名古屋高等裁判所

主 文

- 1 原判決中、一時金に係る損害賠償請求に関する上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、被上告人X₃₉を除く被上告人らの控訴を棄却する。
- 3 上告人の扶養手当及び特別休暇に係る損害賠償請求に関する上告を却下する。
- 4 上告人のその余の上告を棄却する。
- 5 訴訟の総費用は、これを9分し、その1を上告人の負担とし、その余を被上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人楠井嘉行ほかの上告受理申立て理由第1の3について

1 本件は、上告人に雇用されていた被上告人ら（ただし、被上告人X₃₉を除く。以下同じ。）が、上告人が労働契約に基づく一時金を支払わなかったことにより損害を被ったなどと主張して、上告人に対し、不法行為に基づき、一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償を求めるなどする事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 上告人が雇用する労働者は、従前、期間の定めのない労働契約を締結した正社員と期間の定めのある労働契約を締結した準社員とに区分され、正社員には正社員就業規則が、準社員には準社員就業規則が適用されていた。

(2) 上告人は、被上告人らを新たに設ける区分である有期雇用契約社員として雇用することとし、平成22年1月1日から平成23年9月1日までの間に、被上告人らとの間で契約期間を6か月とする労働契約を締結した。上記労働契約において、被上告人らの労働条件は有期雇用契約社員就業規則による旨が定められていたが、上告人が同就業規則を作成したのは同年1月3日であった。

(3) 準社員就業規則は準社員に対する一時金に関する定めを置いていたのに対し、有期雇用契約社員就業規

則は有期雇用契約社員に対する一時金に関する定めを置いていなかった。

3 原審は、上記事実関係の下において、被上告人らには平成23年11月2日までは準社員就業規則が適用されるとした上で、要旨次のとおり判断して、被上告人らの一時金に係る損害賠償請求を一部認容した。

上告人は、同日までは被上告人らを準社員と扱うべきであったのに、これに反して一時金を支給しなかったから、被上告人らに対し、不法行為に基づき、一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償義務を負う。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

被上告人らの一時金に係る損害賠償請求は、被上告人らに準社員就業規則が適用され、一時金の支払を求める具体的請求権（労働契約に基づく賃金債権）を有していたことを前提とした上で、上告人がその支払債務の履行を怠ったことが不法行為に該当するとして、一時金相当額等の損害賠償を求めるものである。

しかしながら、被上告人らが上記賃金債権を有するのであれば、上告人においてその支払債務を履行しなかったとしても、契約に基づく金銭債務の不履行となるにすぎず、当該不履行自体は債権者の不法行為法上の権利利益を侵害するものではないから、一時金が支払われなかったからといって不法行為が成立するものではない。本件において、被上告人らは、専ら一時金が支払われなかったことをもって不法行為に該当すると主張するものであり、契約責任（債務不履行）のほかに、不法行為責任が問題になる余地はない。

したがって、被上告人らは、上告人に対し、上告人による一時金の支払債務の不履行を理由として、一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないというべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中、被上告人らの一時金に係る損害賠償請求に関する上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、上記請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は結論において正当であるから、上記部分につき被上告人らの控訴を棄却すべきである。

なお、上告人の扶養手当及び特別休暇に係る損害賠償請求に関する上告については、上告人が上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しないから、これを却下することとし、その余の上告については、上告受理申立ての理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡村和美 裁判官 三浦 守 裁判官 尾島 明 裁判官 高須順一)

記事

◎阿多博文氏最高裁判所判事に就任

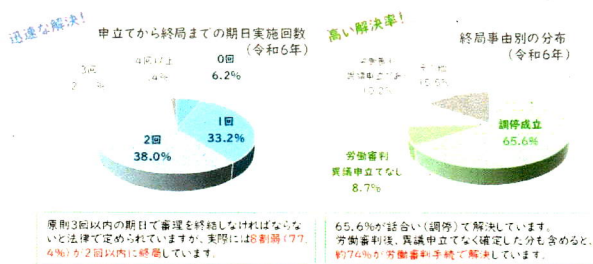
内閣は、2月2日阿多博文氏を最高裁判所判事に任命し、同日皇居において、認証官任命式が行われた。

〈略歴〉昭和59年3月同志社大学法学部卒業、昭和61年10月司法試験合格、昭和63年3月京科大学大学院法学研究科修士課程修了、平成2年4月弁護士名簿登録(大阪弁護士会)、平成14年9月法務省法制審議会会社法(株券の不発行等関係)部会委員、平成16年4月同志社大学法科大学院専任教授、平成28年11月法務省法制審議会民事執行法部会委員、平成30年4月同志社大学法科大学院客員教授、令和2年6月法務省法制審議会民事訴訟法(I T化関係)部会委員

◎広報テーマ(4月分)

労働審判制度は 20周年を迎えました

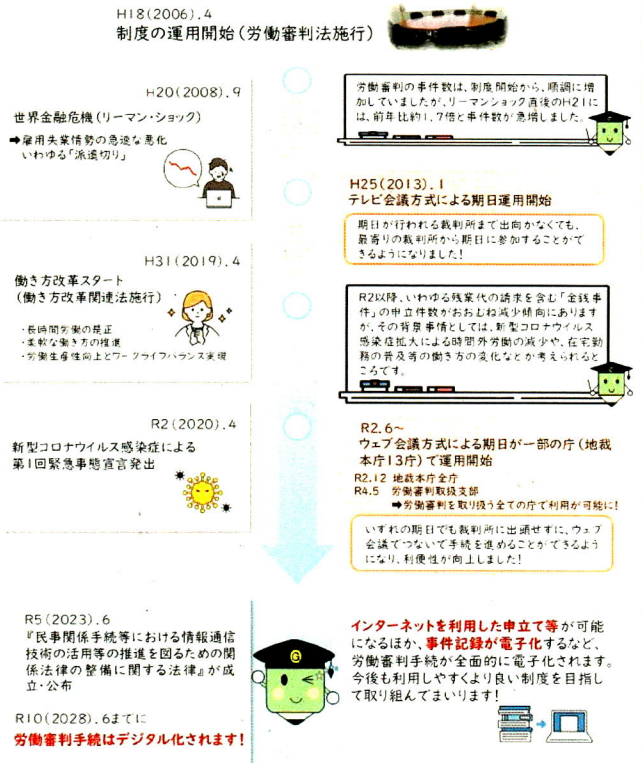
労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和8年4月に制度開始20周年を迎えました。この制度は、個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブル(労働事件)を、迅速、適正かつ実効的に解決するために、司法制度改革の一環として誕生した制度であり、現在年間3000件以上の申立てがなされています。労働事件は、特に社会経済動向等の影響を受けやすい事件類型であるといえますが、この20年間、リーマン・ショックや新型コロナウイルス感染症の拡大等の出来事を背景として、労働審判事件を取り扱われる労働事件も多様化、複雑困難化してきました。そのような中でも、労働審判制度は、常に「3つのS(迅速性Speedy, 専門性Specialized, 柔軟性Suitable)」を基本理念として運用され、多くの労働紛争を解決してきました。日々刻々と社会情勢が変化する中で、労働審判制度が、将来にわたって労働紛争を適正迅速に解決する制度として信頼され続けるように、今後も取り組んでまいります。



労働審判制度20周年

★労働審判制度20年の歩み

労働審判制度開始から20年の間に起きた、我が国の雇用情勢に大きな影響を及ぼす出来事とともに、労働審判制度の運用の歩みを紹介します。



◎叙位・叙勲 (12月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲(令和7年12月、死亡者のみ)」のとおり

◎人事異動

定年退官

仙台高等裁判所判事 加藤 亮 (2月2日)

仙台高等裁判所判事

盛岡地方・家庭裁判所長 岡田健彦

盛岡地方・家庭裁判所長

東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所 司法行政事務掌理者 菊池憲久

東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所

司法行政事務掌理者 上拂大作

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 小田真治 (以上2月3日)

定年退官

武蔵野簡易裁判所判事 西村郁夫 (2月4日)

武蔵野簡易裁判所判事	
東京簡易裁判所判事	中橋 章
定年退官	
さいたま家庭・地方裁判所判事	加藤 学
福岡高等裁判所判事	久留島群一
	(以上2月5日)
福岡高等裁判所判事	
大分地方・家庭裁判所長	岡部純子
大分地方・家庭裁判所長	
那覇家庭裁判所長	柴田寿宏
那覇家庭裁判所長	
神戸地方裁判所判事	松田道別
神戸地方裁判所判事	
大阪高等裁判所判事	中川綾子
さいたま家庭・地方裁判所判事	
東京高等裁判所判事	佐藤晋一郎
	(以上2月6日)
定年退官	
名古屋簡易裁判所判事	揖斐 潔
	(2月12日)
依願退官(退官後在外公館)	
事務総局家庭局付	佐々木悠士
	(2月14日)

最 高 裁 判 所 規 程

《裁判所会計事務規程の一部を改正する規程について》

裁判所会計事務規程の一部を改正する規程が制定され、令和八年四月一日から施行されます。

この規程は、裁判所における会計事務の適正かつ円滑な運営を図るため、関係規定について所要の整備を行ったものです。

◎裁判所会計事務規程の一部を改正する規程

(令和八年一月二八日 最高裁判所規程第一号)

規程Ⅱ別添のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和7年12月、死亡者のみ)

職 名	氏 名	発令日	位 階 勲 等
東京地方裁判所判事	遠 藤 啓 佑	12. 3	従四位 瑞小
東京簡易裁判所判事	根 本 順 一	12. 10	従四位 瑞小
元岐阜家庭裁判所大垣支部庶務課長兼主任書記官	吉 田 司	12. 10	従六位 瑞双
元水戸家庭裁判所長	原 道 子	12. 15	正四位 瑞中
元日本弁護士連合会理事	早 出 由 男	12. 19	従五位
元和歌山地方裁判所民事訟廷管理官	中 山 佳 己	12. 19	正六位 瑞双
元日本弁護士連合会理事	小 野 森 男	12. 24	従五位
元東京高等裁判所判事	宮 崎 公 男	12. 28	従三位

◎最高裁判所規程第一号

裁判所会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年一月二十八日

最 高 裁 判 所

裁判所会計事務規程の一部を改正する規程

裁判所会計事務規程（平成二十九年最高裁判所規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 この規程において歳入徴収官、歳入徴収</p>	<p>(定義) 第二条 この規程において歳入徴収官、歳入徴収</p>

<p>官代理、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、官署支出官、官署支出官代理、センター支出官、センター支出官代理、契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官、分任契約担当官代理、収入官吏、収入官吏代理、資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏代理、出納員、保管有価証券取扱主任官、債権管理総括機関、物品管理官、物品管理官代理、国有財産事務分掌者及び本官設置家裁とは、別表第一の下欄に掲げるところによる。</p>	<p>官代理、分任歳入徴収官、分任歳入徴収官代理、支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、官署支出官、官署支出官代理、センター支出官、センター支出官代理、契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官、分任契約担当官代理、収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏、歳入歳出外現金出納官吏代理、出納員、保管有価証券取扱主任官、債権管理総括機関、物品管理官、物品管理官代理、国有財産事務分掌者、本官設置家裁及び分任官設置簡裁とは、別表第一の下欄に掲げるところによる。</p>
--	---

（歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲）

第三条 歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理及び物品管理官代理として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表第二に定めるところによる。

〔2・3 略〕

（代理を行う場合）

第四条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代

（歳入徴収官等として指定する官職及び委任する事務の範囲）

第三条 歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理及び分任歳入徴収官代理として指定する官職及び委任する事務の範囲は、別表第二に定めるところによる。

〔2・3 同上〕

（代理を行う場合）

第四条 歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代

理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理又は分任契約担当官代理は、歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官又は分任契約担当官がそれぞれ次の各号の一に該当する場合に、その事務を代理する。

〔1～3 略〕

（収入官吏等の任命等）

第六条 最高裁判所長官等は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。以下この条において同じ。）の職員に、収入官吏、資金

理、官署支出官代理、センター支出官代理、契約担当官代理、物品管理官代理、分任歳入徴収官代理又は分任契約担当官代理は、歳入徴収官、支出負担行為担当官、官署支出官、センター支出官、契約担当官、物品管理官、分任歳入徴収官又は分任契約担当官がそれぞれ次の各号の一に該当する場合に、その事務を代理する。

〔1～3 同上〕

（収入官吏等の任命等）

第六条 最高裁判所長官等は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、当該地方裁判所の管轄区域内にある簡易裁判所を含む。以下この条において同じ。）の職員に、収入官吏、分任

前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏、収入官吏代理、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏代理及び出納員（以下「収入官吏等」という。）を命ずることが出来る。

〔2・3 略〕

（保管有価証券取扱主任官の任命等）

第七条 〔略〕

2 保管有価証券取扱主任官が行う事務の範囲については、前条第二項の規定（別表第三の簡易裁判所の項を除く。）を準用する。この場合において、前条第二項及び別表第三中「収入官吏等」とあるのは、「保管有価証券取扱主任官」と

収入官吏、資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏、収入官吏代理、分任収入官吏代理、資金前渡官吏代理、歳入歳出外現金出納官吏代理及び出納員（以下「収入官吏等」という。）を命ずることが出来る。

〔2・3 同上〕

（保管有価証券取扱主任官の任命等）

第七条 〔同上〕

2 保管有価証券取扱主任官が行う事務の範囲については、前条第二項の規定（別表第三の分任官設置簡易裁判所の項を除く。）を準用する。この場合において、前条第二項及び別表第三中「収入官吏等」とあるのは、「保管有価証券取扱主任官」と

五

、別表第三中「第六条関係」とあるのは「第七条関係」と、「現金の出納保管」とあり、「歳入歳出外現金の出納保管」とあるのは「保管有価証券の受払保管」と読み替えるものとする。

「と、別表第三中「第六条関係」とあるのは「第七条関係」と、「現金の出納保管」とあり、「歳入歳出外現金の出納保管」とあるのは「保管有価証券の受払保管」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一を次のように改める。

別表第一 用語の意義（第二条関係）

用語	意義
歳入徴収官	会計法第四十条の二第三項に規定する歳入徴収官
歳入徴収官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する歳入徴収官代理
支出負担行為担当官	会計法第十三条第三項に規定する支出負担行為担当官
支出負担行為担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する支出負担行為担当官代理
官署支出官	予決令第一号第二号に規定する官署支出官
官署支出官代理	官署支出官代理（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第三条に規定する官署支出官代理
センター支出官	予決令第一条第三号に規定するセンター支出官

六

センター支出官代理	支出官事務規程第二十七条に規定するセンター支出官代理
契約担当官	会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官
契約担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する契約担当官代理
分任契約担当官	会計法第二十九条の二第五項に規定する分任契約担当官
分任契約担当官代理	予決令第三百三十九条の二第三項に規定する分任契約担当官代理
収入官吏	出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第一条第三項に規定する収入官吏
収入官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、収入官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
資金前渡官吏	出納官吏事務規程第一条第四項に規定する資金前渡官吏
資金前渡官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、資金前渡官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
歳入歳出外現金出納官吏	出納官吏事務規程第一条第五項に規定する歳入歳出外現金出納官吏
歳入歳出外現金出納官吏代理	会計法第三十九条第二項の規定により、歳入歳出外現金出納官吏の事務の全部の代理を命ぜられた職員
出納員	会計法第四十条第二項に規定する出納員
保管有価証券取扱主任官	政府保管有価証券取扱規程第一条に規定する政府保管有価証券の受払保管に関する事務を取り扱う職員
債権管理総括機関	債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）第四条第一項に規定する債権管理総括機関
物品管理官	物品管理法第八条第三項に規定する物品管理官
物品管理官代理	物品管理法施行令第八条第五項に規定する物品管理官代理
国有財産事務分掌者	国有財産法第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員

七

本官設置家裁	下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十四条に基づき会計課、経理課又は出納課が置かれた家庭裁判所
--------	---

別表第二の一を次のように改める。

設置する裁判所	指定する官職	歳入徴収官代理	委任する事務の範囲
最高裁判所	経理局長	経理局長	最高裁判所の歳入の徴収に関する事務のうち、下級裁判所に係属する事件に関する事務において得られた納付情報及び下級裁判所に係属する事件に関する手続において国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法により納付される手数料の徴収に関する事務
高等裁判所	事務局長次長	事務局長次長	当該高等裁判所の歳入の徴収に関する事務。ただし、経理局長又は経理局長総務課長に委任する事務を除く。
地方裁判所	事務局長	事務局長次長	当該地方裁判所及びその管轄区域内にある簡易裁判所並びに同一所在地の家庭裁判所（本官設置家裁を除く。）の歳入の徴収に関する事務。ただし、経理局長又は経理局長総務課長に委任する事務を除く。
本官設置家裁	事務局長	事務局長次長	当該本官設置家裁の歳入の徴収に関する事務。ただし、経理局長又は経理局長総務課長に

八

委任する事務を除く。

別表第三を次のように改める。

別表第三 収入官吏等が行う事務の範囲（第六条関係）

収入官吏等が所属する裁判所	事務の範囲
最高裁判所	最高裁判所の現金の出納保管の事務
高等裁判所	当該高等裁判所（支部を含む。）の現金の出納保管の事務。ただし、高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。
地方裁判所	当該地方裁判所（支部を含む。）、家庭裁判所（支部及び出張所を含む。）、当該事務に対応する収入官吏等に任命されている職員が所属する家庭裁判所を除く。）、及び簡易裁判所（当該事務に対応する収入官吏等（出納員を除く。）に任命されている職員が所属する簡易裁判所を除く。）の現金の出納保管の事務
本官設置家裁	地方裁判所と同一所在地の高等裁判所支部（知的財産高等裁判所を除く。）の歳入歳出外現金の出納保管の事務
簡易裁判所	当該本官設置家裁（支部及び出張所を含む。）の現金の出納保管の事務。ただし、本官設置家裁支部の歳入歳出外現金の出納保管の事務を除く。
	当該簡易裁判所の現金の出納保管の事務

別表第四を次のように改める。

別表第四 債権の管理に関する事務の範囲（第八条関係）

債権の管理に関する事務を行う職員	事務の範囲
歳入徴収官	当該歳入徴収官が所属する裁判所（地方裁判所においてはその管轄区域内にある簡易裁判所及び同一所在地の本官設置家裁以外の家庭裁判所を含む。）の歳入金に係る債権の管理に関する事務
官署支出官	当該官署支出官が支出の決定をした金額の返納金に係る債権の管理に関する事務
資金前渡官吏	当該資金前渡官吏が支払った金額の返納金に係る債権の管理に関する事務

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

最高裁判所長官 今崎 幸彦